

総合体育館使用料、町民運動場使用料
に関する審議結果（答申）

（案）

令和6年11月

益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	2
3. 答申.....	3
4. 審議を通しての審議会の所見.....	5

（審議会）

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

（使用料）

第二百五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、別途審議会を開催し審議を行う）。

	担当課	料金種別
1	生涯学習課	総合体育館使用料
2	生涯学習課	町民運動場使用料

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

平成30年度から行なった前回の見直しでは、「受益者負担の適正化」を図ることを目的に行なった。しかし、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大により、町民のスポーツ・文化活動は大幅に縮小しているため、住民の「こころの復興」を後押しする観点も必要である。

また、第6次益城町総合計画では、町の魅力を発信することにより、交流人口の拡大を図り、さらには関係人口の増加へ繋げることが重要な取り組みと位置付けられておりますので、町外の団体・個人が利用する施設においては、その観点からの検討も必要である。

これらのことを踏まえ、「受益者負担の適正化」の観点と「行政経営」の観点から使用料・手数料の算定を行うこととする。

【受益者負担について】

施設の運営費については、使用料だけでなく町税等により賄われており、使用料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方としない方の均衡を考慮し、負担の公平性を図る必要がある。

一方で、町が設置した公共施設については、町民が使用することにより、町民の健康増進や福祉の向上といった設置目的が達成される。また、町外から使用者を呼び込むことで、交流人口が拡大し、賑わいが創出するなどの効果が期待できる。

このことから、受益者負担については、負担の公平性を確保しつつ、行政経営的視点を加味して設定するものとする。

【算定方法の基本方針】

使用料・手数料を算定するにあたっては、次の4つの方針に基づき算定することとする。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

本審議会における審議を踏まえ、対象とした2つの施設の使用料については、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[総合体育館使用料]

改定案については適当と判断する。

○使用料改定案

メインアリーナ					施設使用料	空調使用料
区分	照明	単位				
占用利用	アリーナ	1/4 (通常点灯)	全面	1時間	2,200円	5,200円
		1/2点灯		1時間	2,400円	
		全点灯		1時間	2,700円	
	観覧席		全面	1時間	0円	2,400円
	ステージ		1時間		0円	400円
	放送室		1時間		0円	100円
部分利用	バスケットボール	1/4 (通常点灯)	1面	1時間	900円	
	バレーボール		1面	1時間	700円	
	バドミントン		1面	1時間	300円	
	卓球		1台	1時間	300円	
	ステージ横控室		1部屋	1時間	200円	
サブアリーナ					施設使用料	空調使用料
区分	照明	単位				
占用利用	アリーナ	1/2 (通常点灯)	全面	1時間	700円	1,000円
		全点灯		1時間	800円	
部分利用	バドミントン	1/2 (通常点灯)	1面	1時間	300円	

武道場				施設使用料	空調使用料
区分		単位			
占用利用	武道場	全面	1 時間	1,200 円	1,000 円
部分利用	柔道場	1 面	1 時間	600 円	
	剣道場	1 面	1 時間	600 円	
	個人利用	1 回	1 時間	100 円	
多目的室				施設使用料	空調使用料
区分		単位			
占用利用	多目的室	全面	1 時間	500 円	400 円
部分利用	卓球	1 台	1 時間	300 円	
会議室等				施設使用料	空調使用料
区分		単位			
第 1 会議室		1 部屋	1 時間	300 円	300 円
第 2 会議室		1 部屋	1 時間	300 円	300 円
大会役員室		1 部屋	1 時間	200 円	200 円
控室 1		1 部屋	1 時間	200 円	200 円
控室 2		1 部屋	1 時間	200 円	200 円
児童室		1 部屋	1 時間	100 円	200 円
トレーニングルーム				施設使用料	空調使用料
区分		単位			
トレーニングルーム		1 回	2 時間	300 円	

※現行使用料と同額

[町民運動場使用料]

改定案については適当と判断する。

○使用料改定案

(町民グラウンド使用料)

(1時間あたり)

区分		用途	施設使用料
グラウンド	全面		600円
	A・Cコート	野球	300円
	A・B・C・Dコート	ソフトボール	150円
ミニサッカー場		ミニサッカー	300円
相撲場		相撲	150円

※現行使用料と同額

(町民グラウンド夜間照明使用料)

(1時間あたり)

区分		照明使用料
グラウンド	全面	2,000円
	A・Cコート	750円
	B・Dコート	500円
ミニサッカー場		350円
相撲場		100円

※現行使用料と同額

(飯野町民グラウンド使用料)

(1時間あたり)

区分	施設使用料
グラウンド	150円

※現行使用料と同額

(広安町民第1グラウンド使用料)

(1時間あたり)

区分	施設使用料
多目的グラウンド	150円
グラウンドゴルフ・ゲートボール場	150円

※現行使用料と同額

(福田町民グラウンド使用料)

(1時間あたり)

区分	施設使用料
グラウンド	200円

※ゲートボール場は削除

※現行使用料と同額

(津森町民グラウンド使用料)

(1時間あたり)

区分	用途	施設使用料
グラウンド	全面	サッカー 200円
	1/2面	ソフトボール 100円

※ゲートボール場、グラウンドゴルフ場は削除

※現行使用料と同額

(津森町民グラウンド夜間照明使用料)

(1時間あたり)

区分	照明使用料
グラウンド	サッカー 750円
	ソフトボール 500円

※現行使用料と同額

[附 帯 意 見]

1) 町外使用料の適正化

町外使用料については、町内使用料の倍額設定となっているが、一方で、基本方針では交流人口の拡大による効果を加味して検討することとなっている。町内使用料と町外使用料を一律にした場合や町外使用料を下げた場合のメリット、デメリットを整理し、適正な町外使用料を設定すること。

2)

3)

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ 益城町使用料等審議会は中期財政見直しをもとに、使用料等が適正かどうかを判断する審議会である。今回の審議会においては、町の置かれた現状から、中期財政見直しを前提とした審議ができなかったが、次期においてはその前提に立った審議を行いたいと考えている。各担当課においては、依然として厳しい中期財政見直しを踏まえ、町の財政健全化に向けたあらゆる取り組みを実施していただきたい。
- ・ 公の施設の位置付けについては、時代の要請とともに変わることもあるため、基本方針の受益者負担割合が適正なのか、次期の使用料審議までにご検討いただきたい。併せて、使用料の算出方法など、基本方針の内容が将来を見据えたものになっているか、常に検証を行い、使用料等の適正化を図っていただきたい。

以上の点について取り組むことは、受益者負担の適正化を推進するだけに留まらず、歳入確保による町の財政健全化を図るうえで必要であると考えます。

今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。